

第4回 みなかみ町景観審議会

－議事録要旨－

- 1 日 時 平成29年11月22日(水) 午後2時から午後3時30分
- 2 場 所 みなかみ町役場 3階 第2会議室
- 3 出席委員 永井完児会長、石坂堅一副会長、小野与志雄副会長、
高野一男委員、杉木寿一委員、笛木幸次委員、林広行委員、
藤井好博委員、本多春夫委員、山賀晃男委員、秋本周委員、
中村潤委員、田子秀夫委員、
- 4 事務局 地域整備課、(株)パスコ、
- 5 議 事
 - (1) 開 会
 - (2) あいさつ
 - (3) 議事日程

第一 議案上程

第1号議案 みなかみ町景観計画の策定について

別紙資料：第3回景観審議会の振り返り

質疑	応答
・特になし	

資料1：行為の制限に関する事項の修正案の提示

質疑	応答
・谷川地区には自然公園法の特別地域に掛かる部分がある。自然公園法の許可基準と景観計画の景観形成基準では、マンセル値が異なっているなど、整合を図る必要のある部分があるが、これらについて、どのように考えているのか。	・内容調整をする必要があると認識している。今後、改めて協議させて頂きたい。
・水上温泉地区には、近年、外壁の色を明るい色で塗り直されたところがあり、今回作成している基準には適合しないと考えられる。また、ガソリンスタンド等では、看板や壁面に明るい配色のメーカー既製品を用いなければいけない場合がある。このような場合について、どのように考えているのか。	・現在塗られている色については、これから策定する景観計画の基準は適用外になる。 ・ガソリンスタンドの場合、届出対象行為に該当しないと見込まれるが、メーカー既成品を使う必要があるなど、色に関しての事情を鑑みると、別途、特別ルールを検討することも考えられる。なお、例え届出対象行為に該当しない場合でも、景観計画の考えた方に沿って、建築物や工作物等の新設等に取り組んで頂きたいと考えている。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例化した場合は、今後、塗り替えを行う際には、届出の対象となり影響が出てくる。そのため、対象地区の事業者の承諾をとって頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水上温泉地区を含め、景観形成重点地区に位置づけ、条例化を行う際は、対象地区毎に合意を得ることが必要だと認識している。そのため、今後、意見交換を重ね、合意が得られた段階で、必要に応じて位置づけていく。
--	---

資料 1 : その他の事項案の提示・検討

質疑	応答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東峰地区には空き家が数件ある。空き家の扱いについて、町はどのように考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には所有者本人に対応して頂くことを考えている。町としても何かしらの支援ができないか検討等を進めている。

資料 1 : 景観形成に向けた体制及び手続きに関する事項案の提示・検討

質疑	応答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	

資料 2 : 景観条例構成案の提示・検討

質疑	応答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画内容について、どのように住民意見をもらうことを考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の役場や支所にポスターを掲示し、周知した上で、パブリックコメントを行うことを考えている。また、町のホームページに各種情報を載せて、内容を公開している。なお、関係団体へは個別に意見を頂くことも考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ P16 の景観計画への適合で、一般住宅等への適用を除外となっているが、全ての地区がそのようになっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゾーンによっては、除外となる基準を設けているということであるが、混乱を招かないように、記述内容を改める。

以上